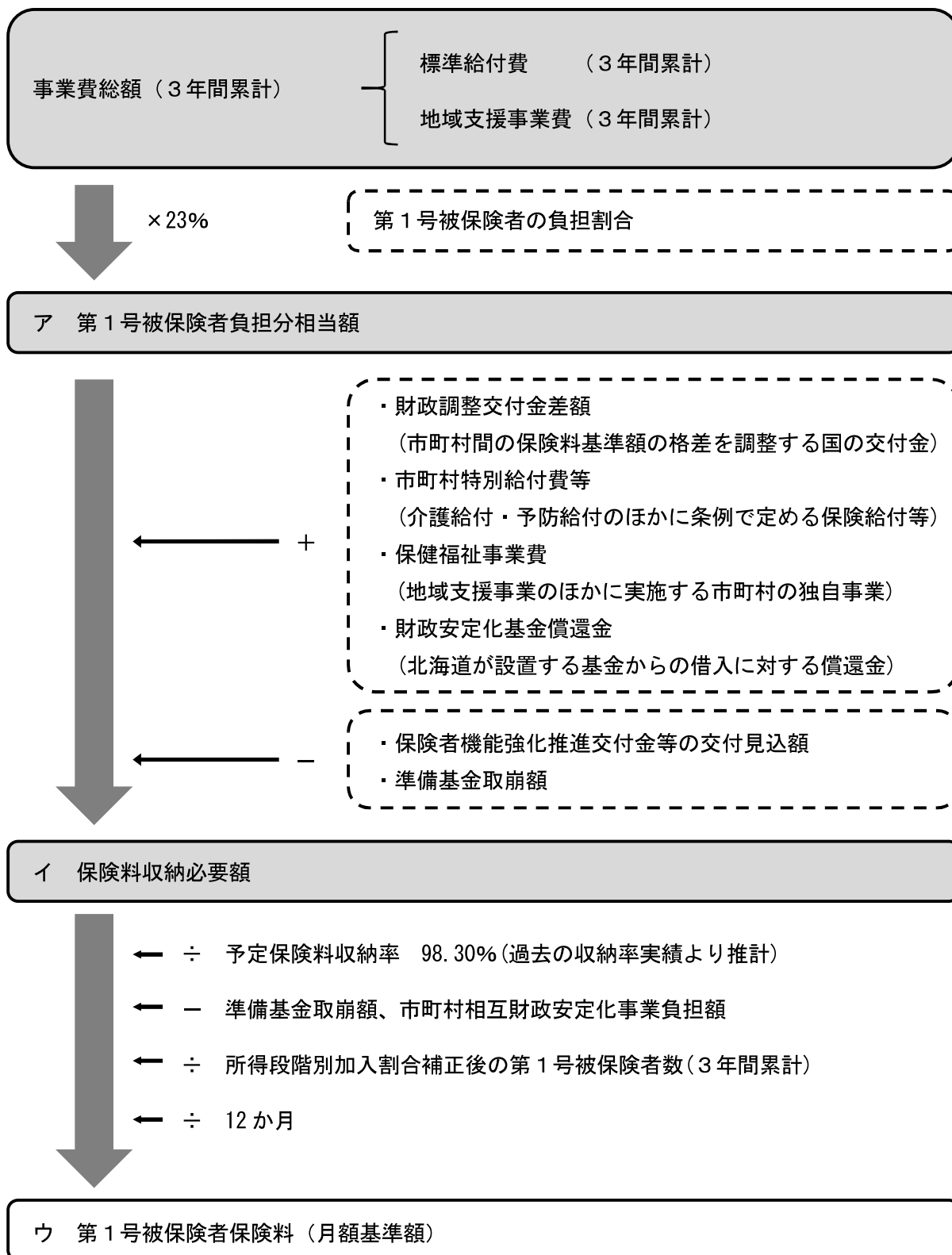


第6章 介護保険料の設定

1 被保険者介護保険料

(1) 第1号被保険者保険料基準月額算定手順



(2) 第1号被保険者の介護保険料基準額の算出

前ページ(1)の手順に沿って、第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)を以下のとおり定めます。

■ 介護保険料基準額(単位:円)

	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
標準給付費見込額=A~Eの合計	㉞	41,243,490,139	13,415,080,638	13,674,401,761	14,154,007,740
総給付費	A	38,615,850,000	12,555,236,000	12,798,194,000	13,262,420,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	B	1,303,801,221	426,639,000	434,765,410	442,396,811
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	C	1,169,333,483	382,604,267	389,942,296	396,786,920
高額医療合算介護サービス費等給付額	D	119,418,235	39,110,130	39,804,708	40,503,397
算定対象審査支払手数料	E	35,087,200	11,491,241	11,695,347	11,900,612
地域支援事業費=F~Gの合計	㉟	2,545,012,589	808,843,212	849,646,248	886,523,129
介護予防・日常生活支援総合事業費	F	1,476,906,277	457,436,212	490,666,843	528,803,222
包括的支援事業(地域包括支援センターの 運営)及び任意事業費	G	812,673,548	269,672,000	272,078,445	270,923,103
包括的支援事業(社会保障充実分)	H	255,432,764	81,735,000	86,900,960	86,796,804
第1号被保険者負担分相当額 =(㉞+㉟)×23%	㊸	10,071,355,627	3,271,502,486	3,340,531,042	3,459,322,100
調整交付金相当額=(㉞+F)×5%	㊹	2,136,019,821	693,625,843	708,253,430	734,140,548
調整交付金見込交付割合	I		4.80%	4.95%	5.07%
調整交付金見込額=(㉞+F)×I	㊺	2,111,471,000	665,881,000	701,171,000	744,419,000
市町村特別給付費等	㊻	320,375,000	99,917,000	115,667,000	104,791,000
保健福祉事業費等	㊼	88,110,000	29,370,000	29,370,000	29,370,000
市町村相互財政安定化事業負担額	㊽	0			
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	㊾	117,384,000			
準備基金取崩額	㊿	627,500,000			
保険料収納必要額 =㊸+㊹-㊺+㊻+㊼+㊽+㊾-㊿-㊿	㊿	9,759,505,448			
予定保険料収納率	J	98.30%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数	K	143,046			
保険料基準額(年額)=㊿/J/K	㊿	69,406			
保険料基準額(月額)=㊿/12		5,784			

(3) 所得段階別の保険料の段階区分

第9期では、標準の所得段階が13段階となることから、第8期から1段階増やして13段階とし、それぞれの保険料額を以下のとおり定めます。

第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）保険料基準額＝5,784円（月額）

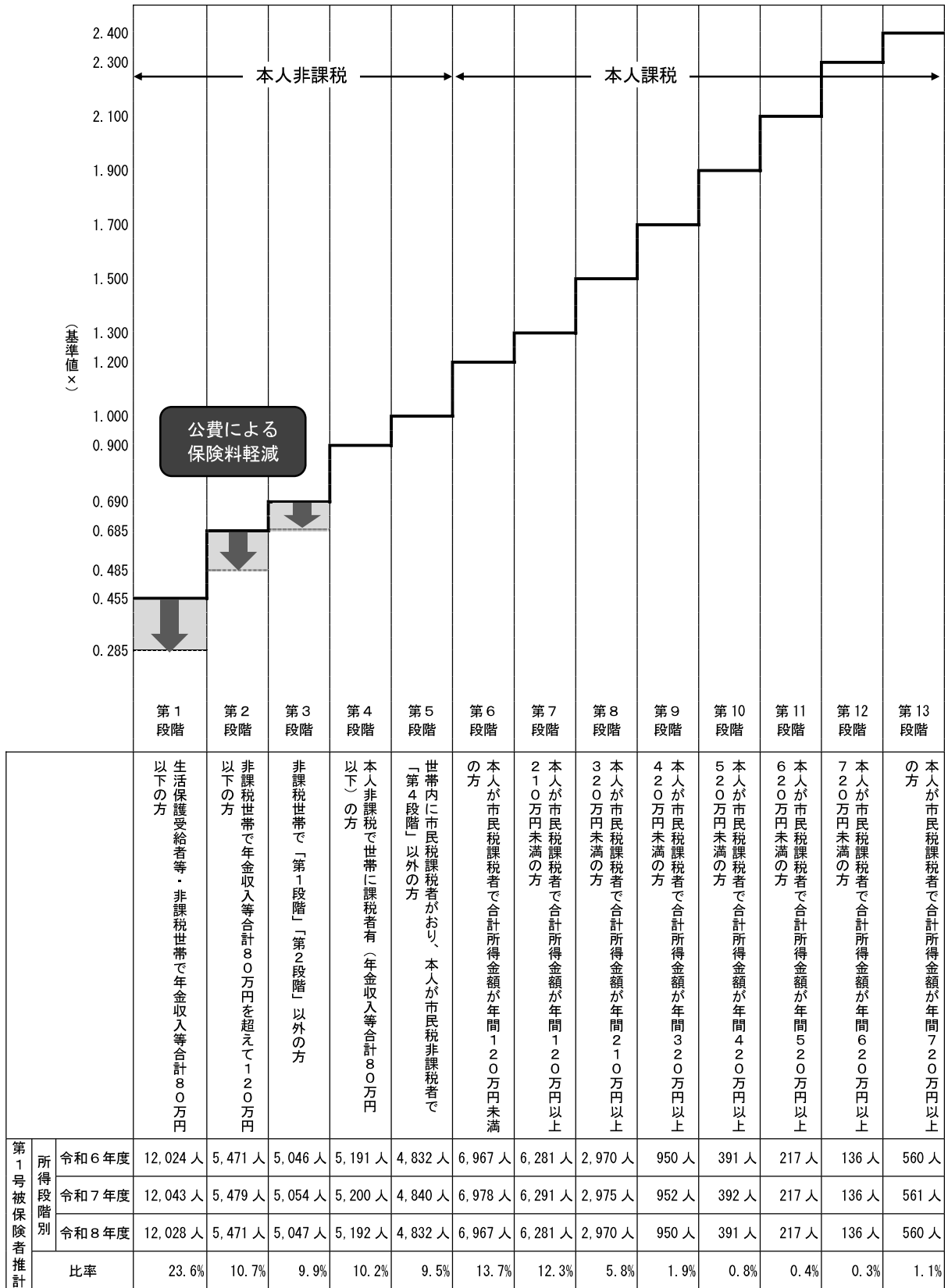
所得段階	対象者	算定式	保険料（年額）
第1段階	生活保護、中国残留邦人等支援給付の受給者、又は、世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.455 (基準額×0.285)	31,500円 (19,700円)
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.685 (基準額×0.485)	47,500円 (33,600円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方	基準額×0.690 (基準額×0.685)	47,800円 (47,500円)
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税者あり）で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.900	62,400円
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税者あり）で、第4段階に該当しない方	基準額×1.000	69,400円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が120万円未満の方	基準額×1.200	83,200円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.300	90,200円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.500	104,100円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.700	117,900円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.900	131,800円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.100	145,700円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.300	159,600円
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が720万円以上の方	基準額×2.400	166,500円

※ 「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から公的年金等の年金収入に係る所得（所得税法第35条第2項第1号に掲げる額）並びに租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた金額。

※ 基準額は、年額69,406円。（保険料は100円未満切捨て。）

※ 算定式及び保険料（年額）の（ ）内は公費負担による軽減後の割合及び保険料。

なお、介護保険料の所得段階と所得段階別第1号被保険者の推計値は以下のとおりです。



(4) 低所得者減免の設定

低所得者の負担軽減として行ってきた本市独自の減免は、第9期においても引き続き実施します。

対象所得段階		第1段階以外の所得段階
免除割合		3分の1（ただし、第1段階の保険料を下限とする）
減免対象基準	収入要件	世帯の年間収入から当該年度の介護保険料を控除した額が、一人世帯140万円、二人世帯200万円、以降一人増えるごとに60万円を加算した額以下であること
	預貯金の保有	世帯の預貯金が、一人世帯140万円、二人世帯200万円、以降一人増えるごとに60万円を加算した額以下であること
	資産の保有	世帯の居住用以外の不動産を所有している場合は、固定資産税の評価額の合算額が100万円以下であること
	扶養条件	別世帯課税者に扶養（税、健康保険）されていないこと
	その他	介護保険料を滞納していないこと

※ 減免対象基準のすべてに該当した場合に保険料が減免になります。

(5) 第2号被保険者の保険料

40歳から65歳未満の第2号被保険者の介護保険料は、医療保険者が医療保険料と一括して徴収し、社会保険診療報酬支払基金から介護保険料の保険者である各市町村に介護給付費の27%が交付金として支払われます。

第2号被保険者が各医療保険者に支払う介護保険料は、加入している医療保険によって異なります。

第7章 計画推進のために

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係部署の連携

本市が取り組む様々な事業の展開に当たっては、中長期的な「高齢者福祉」の視点を持ち、庁内の関係部署が幅広く連携を取って各種事業を計画的・総合的に展開するとともに、「断らない相談支援」を目指し、本計画の円滑な推進を図ります。

(2) 保健・医療・福祉の連携強化

本計画では、地域包括ケアシステムの推進及び介護保険事業の安定的・持続的な運営確保のため、保険者機能の強化等による高齢者の自立支援や重症化防止の取組を進めていくことが重要です。

これらの取組を着実に推進していくため、PDCAサイクルを活用して、取組目標に対する実績評価を行い、必要に応じて改善していくこととします。

(3) 地域関係機関等との連携

共に支え合う地域社会の実現に向けて、地域福祉の推進役として位置付けられる社会福祉協議会をはじめとして、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなどを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化する中で、本計画の推進を図っていきます。

(4) 市民との協働

公的なサービスとともに、あらゆる市民が参画する住民による福祉活動等の取組に向けて、「自助・共助・互助・公助」のバランスに配慮しながら、市民との協働を進めていきます。

2 計画の進行管理

(1) 介護保険事業等運営委員会

関係団体の代表者、市民代表により構成される介護保険事業等運営委員会を開催し、給付実績や調査結果の分析を基に事業の進行管理、及び評価に対する意見をいただき、制度運営に反映させます。

(2) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの公正・中立性の確保、その他センターの円滑な運営を図るため、地域の関係団体等で構成する地域包括支援センター運営協議会を設置します。

また、この協議会は地域密着型サービス運営協議会を兼ねており、地域密着型サービスの適正配置等の協議を行います。